

7月1日からスタート

情報公開制度の請求から開示まで

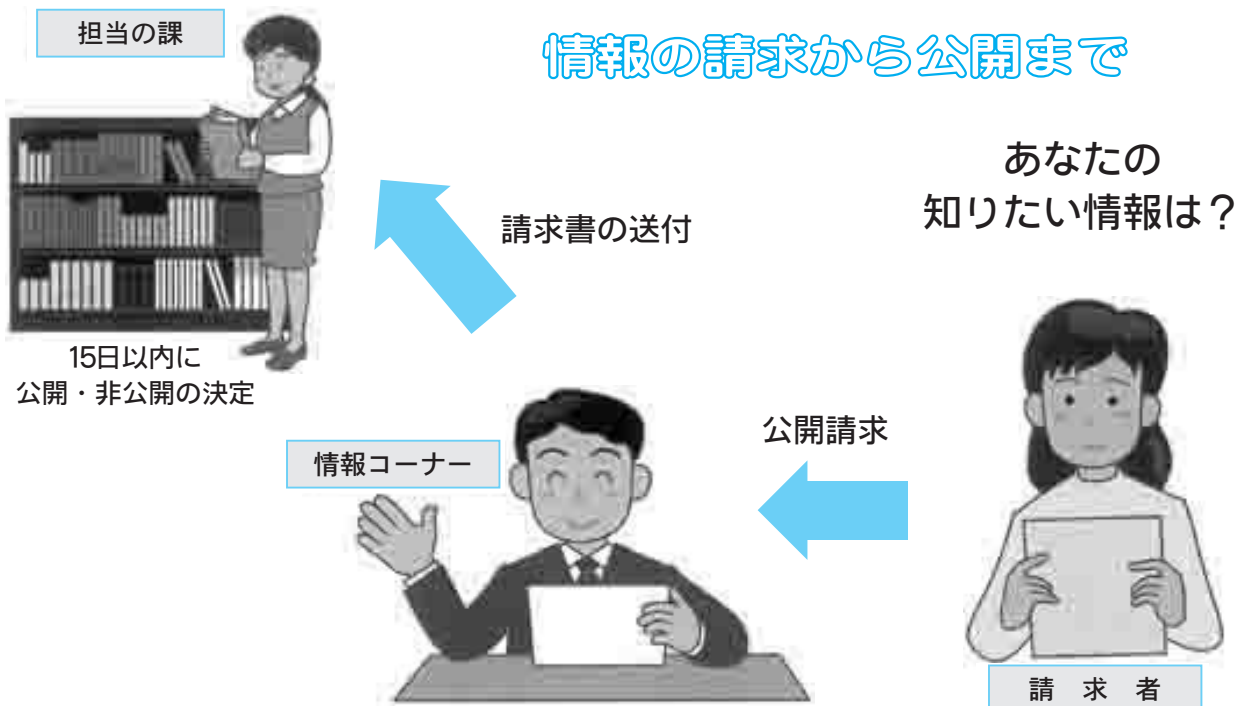
情報公開制度とは・・・

町民のみなさんが町政や町民生活に関して「こんなことが知りたい、見たい」と思ったときに、町が持っている文書や図画等の情報の公開請求ができる制度です。

これは、「知る権利」を具体的に保障し、町の情報を町民の皆さんと共有して町政をより身近に感じていただき、「町民参加によるまちづくり」を積極的に進めていこうというものです。

担当の課

情報の請求から公開まで



□ 公開の対象となる情報

公開の請求ができる情報とは、平成14年4月1日以後に実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書や図画等です。

ただし、平成13年度以前の情報の公開申し出に対しても、できるだけ公開していくよう努めます。

□ 公開の請求方法

情報の公開請求をする人は、役場総務課の「情報公開窓口」で「情報公開請求書」を提出してください。（電話やメールでの請求はできません。）

□ 公開する町の機関

情報公開を実施する機関は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員会および議会です。

□ 公開の請求ができる人

基本的には誰でも（町内外、国内外を問わず）請求できます。

ただし、法人格のない団体等については、団体の規約等団体の存在を確認できる書類の提示を求めることがあります。